

改 修 積 算 指 針

平成 1 3 年 4 月



目 次

第1章 総 則	1
第1節 目的	1
第2節 適用範囲	1
第3節 積算の注意点	1
第4節 その他	1
 第2章 特別な場合の工事費の積算.....	3
第1節 一般事項	3
 第3章 改修工事における積算単価の取扱い	4
第1節 一般事項	4

第1章 総 則

第 1 節 目 的

- | | |
|------------|--|
| 1. 1. 1 目的 | この指針は、東京都建築物等保全規程第14条（改修の施行）に基づき、積算に係る必要な事項を定め、もって改修の工事費及び変更工事費の適正な積算に資することを目的とする。 |
|------------|--|

第 2 節 適 用 範 囲

- | | |
|--------------|--|
| 1. 2. 1 適用範囲 | この指針は、東京都建築物等保全規程第2条において規定する改修に適用するものとする。
なお、工法、規模及び内容等について、この指針によることが適当でないと認められる場合はこの限りではない。 |
| 1. 2. 2 その他 | 本指針に規定なき事項については、別に定める「東京都工事施行規程（昭和46年東京都訓令第15号）」によるものとする。 |

第 3 節 積 算 の 注 意 点

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 3. 1 積算の注意
点 | (1) 積算は、設計図面及び改修標準仕様書等に基づき、次の点に注意して行う。
ア 改修工事の種類、内容及び規模
イ 施工場所及び環境並びに他工事との関連
ウ 工事期間及び季節
エ 契約上の諸条件
オ 業界の状況
カ 物価の変動等
(2) 積算は慎重に行い、特に単位及び位取りに注意し、数量、金額については別の観点から概略的に再検討する。 |
|--------------------|---|

第 4 節 そ の 他

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 4. 1 内訳書の作成等 | 以下の項目については、別に定める「東京都工事施行規程第9条（設計基準）」による。
(1) 内訳書の書式
(2) 内訳書の構成
(3) 支給材料等 |
|-----------------|---|

1. 4. 2 工事費	以下の項目については、別に定める「東京都工事施行規程第9条（設計基準）」による。 (1) 工事費の構成 (2) 費目の内容
1. 4. 3 直接工事費	以下の項目については、別に定める「東京都工事施行規程第9条（設計基準）」による。 (1) 数量 (2) 単価 (3) 積算 (4) 内訳書への記載方法
1. 4. 4 共通費	以下の項目については、別に定める「東京都工事施行規程第9条（設計基準）」による。 (1) 共通仮設費の積算 (2) 現場経費の積算 (3) 一般管理費の積算 (4) 内訳書への記載方法
1. 4. 5 消費税相当額	(1) 消費税相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて算出する。 (2) 消費税相当額は、種目内訳書に「一式」で計上する。ただし、種目が1つしかない工事で種目内訳書を設けない場合は、科目内訳書の共通費の後に消費税相当額を計上することができる。
1. 4. 6 工事変更	以下の項目については、別に定める「東京都工事施行規程第9条（設計基準）」による。 (1) 直接工事費の算出 (2) 共通費の算出 (3) 内訳書への記載方法 (4) 変更工事費の算出

第 2 章 特別な場合の工事費の積算

第 1 節 一 般 事 項

- | | |
|--------------|---|
| 2. 1. 1 一般事項 | <p>以下の項目については、別に定める「東京都工事施行規程第 9 条（設計基準）」による。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 「その他」工事を単独で発注する工事(2) 労務費の比率が著しく少ない工事(3) 複数の業種を一括して起工する工事(4) 有価物を自由処分とする工事(5) 工期を重複して起工する工事(6) 夜間の工事(7) 山間部における工事(8) 島しょにおける工事(9) 東京都以外において施工する工事(10) 工事一時中止のある工事(11) 支給材料等のある工事 |
|--------------|---|

第3章 改修工事における積算単価の取扱い

第1節 一般事項

- | | |
|------------------|--|
| 3. 1. 1 一般事項 | 改修工事においては、新築単価に比して、改修工事の特性により労務の歩掛りが増加する部分を、改修工事における単価の割増額(以下、「割増額」という。)として単価に加算することができる。 |
| 3. 1. 2 改修割増しの対象 | <p>改修工事割増しの割増し対象は、「単価表」及び建設資材定期刊行物により設定した単価とする。ただし、次により設定した単価は、割増しの対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 見積により設定した単価(2) 改修工事の実情を考慮して設定した単価(3) 建設資材定期刊行物に掲載された改修工事価格により設定した単価 |
| 3. 1. 3 改修割増額 | 別に定める「東京都工事施行規程第9条(設計基準)」による。 |

改修積算指針

平成 1 3 年 4 月発行

編集・発行 東京都財務局営繕部営繕計画課
新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話番号 (03)5388-2827
ファクシミリ番号 (03)5388-1286